

都道府県立職業能力開発施設の 運営費交付金について

平成28年3月8日

厚生労働省

○能開法第95条に基づき、都道府県が設置する

- ・職業能力開発校（中卒・高卒程度の者、離転職者、在職労働者に対して職業訓練を実施）
- ・障害者職業能力開発校（障害者に対して職業訓練を実施）
- ・職業能力開発短期大学校（高卒程度の者に対して高度な職業訓練を実施）

の運営に要する経費の財源に充てるため、国の予算の範囲内で都道府県に対し交付。

○主な用途は、職業訓練指導員その他の職員の給与、訓練の教材費、設備の維持管理費。

【近年の交付金額の推移】

（億円）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
119	123	120	116	117	117

※ 平成28年度は、政府予算案。

交付金に係るPDCAサイクルの取組

雇用保険二事業に関する懇談会(※)の議論を経て、毎年度、目標設定・実績評価を実施

(【平成26年度目標】 訓練修了者就職率：80%)

※雇用保険二事業に関する懇談会：事業主の保険料を財源とする雇用保険二事業の実施状況を評価するため、経済団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)で構成。

Plan

- ・アウトカム目標(訓練修了者の就職率)を年度単位で設定
- ・目標の公表

【平成26年度目標】
訓練修了者就職率：80%

Do
事業の実施

Check

- ・事業実績(就職実績)をもとに、目標達成度の観点から評価
- ・評価結果の公表

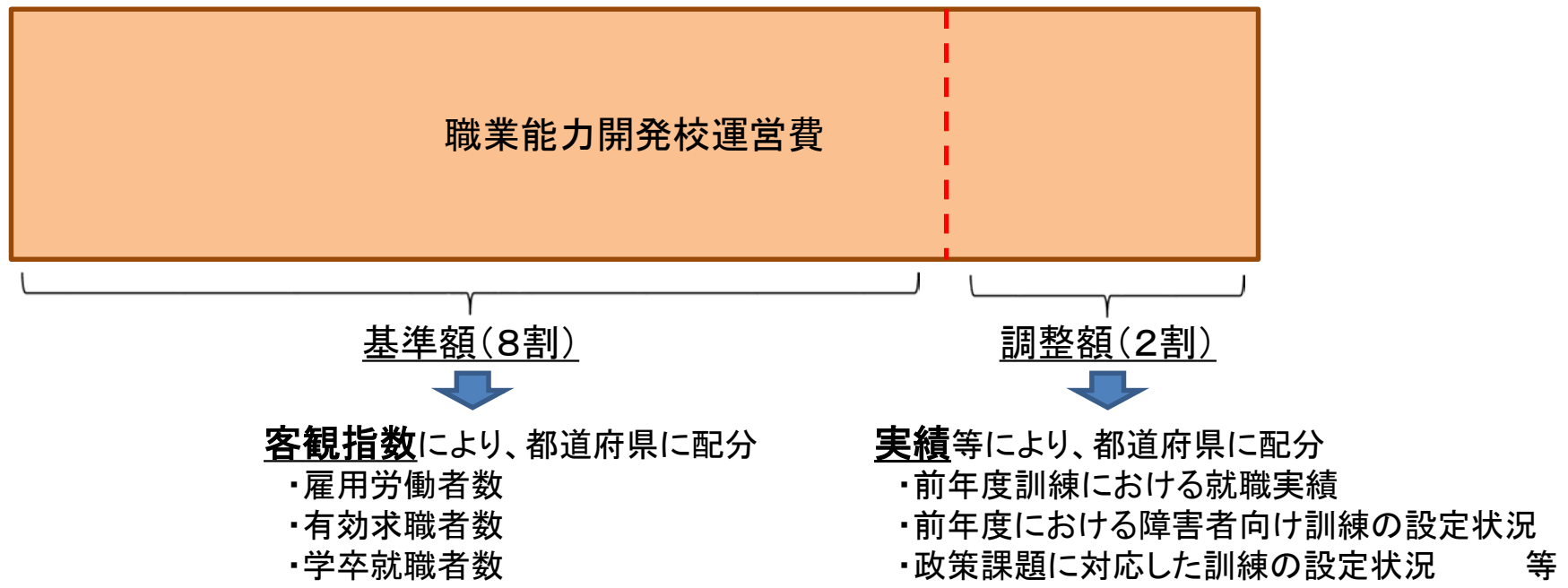
【平成26年度実績】
訓練修了者就職率：83.2%

Act

- ・事業の見直し
- ・次々年度の予算案に反映

都道府県への交付スキーム

- 交付金を、**基準額(8割)**と**調整額(2割)**に区分(能開法施行令第5条)。
- 基準額は第1四半期に交付し、調整額は第4四半期に追加交付。
- **基準額については**、各都道府県における雇用労働者数、有効求職者数、学卒就職者数の全国に占める割合といった**客観指数により、各都道府県への交付額を算出**(能開法施行令第5条)。
- **調整額については**、前年度訓練における就職実績や、前年度における職業能力開発校での障害者向け訓練の設定状況等により、**各都道府県への交付額をメリハリをつけて算出**。



※ 障害者職業能力開発校や職業能力開発短期大学校は、特定の対象者に特別の訓練を実施しており、また所在する都道府県が限られるため、その運営に要する経費については、当該年度の訓練実施員数及び見込み員数により、別途算出し交付。

メリハリをつけた交付額の算出（平成26年度実績の例）

①交付額(平成26年度実績) と ②客観指数のみで仮に算出した場合の交付額 の比較

	①実績 (百万円)	②試算 (百万円)	①-② (百万円)	①/②	主な要因
A県	246 【2.5%】	196 【2.0%】	+50	125.5%	・就職実績が良好であった。 +7百万円 ・政策課題対応訓練の実施。 +31百万円
B県	150 【1.6%】	122 【1.3%】	+28	123.1%	・障害者向け訓練の実施。 +23百万円
C県	451 【4.7%】	384 【4.0%】	+66	117.3%	・政策課題対応訓練の実施。 +71百万円
D県	1,177 【12.2%】	1,211 【12.6%】	▲34	97.2%	・政策課題対応訓練の未実施。 -32百万円
E県	480 【5.0%】	508 【5.3%】	▲29	94.4%	・就職実績が良くなかった。 -12百万円 ・政策課題対応訓練の未実施。 -13百万円
F県	578 【6.0%】	624 【6.5%】	▲46	92.6%	・就職実績が良くなかった。 -15百万円 ・政策課題対応訓練の未実施。 -16百万円

※ 【 】内は、当該都道府県への交付額が交付金総額に占める割合。

○都道府県別の就職率一覧を、厚生労働省HPで公表。

○各都道府県における、就職率向上に向けた取組については、各都道府県や都道府県労働局の担当者を厚生労働省本省に集める会議での意見交換等を通じ、全国に共有。

共有された取組例

【A県】

訓練コースにおいて合同就職面接会を開催し、各企業のブースを設け1日で複数企業の面接を受ける機会を提供したところ、複数の受講生が1日で就職が決まった。

【B県】

訓練期間中に月1回、訓練生がハローワークに出向く日を設定するようカリキュラムを工夫し、ハローワークにて就職支援を丁寧に行っている。

【C県】

就職率が良好な訓練施設による事例発表会を開催し、他の施設の参考とし、全体の底上げに努めた。